## 東海日中貿易センター

TOKAI JAPAN-CHINA TRADE CENTER



## 中国GDP、第3四半期4.9%增

## ~1-9月もプラス成長に転換~

中国国家統計局は10月19日、1-9月及び第3四半期(7-9月)の経済統計を発表した。1-9月のGDP(国内総生産)は、前年同期比0.7%増となり、上半期の1.6%減からプラス成長に転換した。第3四半期のGDPは前年同期比4.9%増と第2四半期の3.2%増から増加幅が拡大した。

コロナ禍の影響を受けた第1四半期でGDPが6.8% 減と四半期統計で初のマイナスに落ち込んだが、コロナの早期封じ込めに成功した第2四半期で経済が 復調し、第3四半期では更に回復を見せた。

#### **♦**GDP

1-9月のGDPは、前年同期比0.7%増の72兆2,787億元となった。産業別にみると、第一次産業が2.3%増の4兆8,123億元、第二次産業が0.9%増の27兆4,267億元、第三次産業が0.4%増の40兆0,397億元となった。

#### < 1-9 月 GDP >

	金額(億元)	前年比	割合
国内総生産(GDP)	72兆2,787	0.7%	100.0%
うち第一次産業	4兆8,123	2.3%	6.7%
第二次産業	27兆4,267	0.9%	37.9%
第三次産業	40兆0,397	0.4%	55.4%

#### <第3四半期GDP>

	金額(億元)	前年比	割合
国内総生産(GDP)	26兆6,173	4.9%	100.0%
うち第一次産業	2兆2,070	3.9%	8.3%
第二次産業	10兆1,508	6.0%	38.1%
第三次産業	14兆2,595	4.3%	53.6%

#### ◇農業

1-9月、農業の付加価値額(付加価値ベースの生産高)は前年同期比3.8%増と、上半期からほぼ横ばい

となった。第3四半期では3.9%増となった。

夏の穀物の総生産量は前年同期より224万<sup>ト</sup><sub>ン</sub>増の1億7,010万<sup>ト</sup><sub>ン</sub>となった。南部では6月からの豪雨による洪水被害、北部では一部地域で干ばつが発生し穀物の収穫が懸念されたが不安を一蹴した。秋収穫の穀物も全体的に良好で、作付面積も増え豊作が見込まれる。

1-9月、牛乳や卵は前年同期比でそれぞれ8.1%増、5.1%増となり、食肉全体(豚肉・牛肉・羊肉・鶏肉)の生産量は4.7%減と前年同期には及ばなかったものの上半期の10.8%減から6.1ポイント縮小と回復傾向にある。食肉のうち、鶏肉は6.5%増となったものの、牛肉、羊肉、豚肉がそれぞれ1.7%減、1.8%減、10.8%減となった。豚肉の生産量は徐々に回復している。

#### ◇工業

1-9月、一定規模以上(年間売上高2,000万元)の工業企業付加価値額は前年同期比1.2%増となり、上半期の1.3%減からプラスに転換した。第3四半期は5.8%増となった。

1-9月、企業形態別では国有過半出資企業の付加価値額は前年同期比0.9%増、株式制企業1.5%増、外資系および香港・マカオ・台湾企業0.3%増、民間企業2.1%増となった。

1-9月、三大分類別の付加価値額では、鉱業が 0.6%減、製造業が1.7%増、電力・熱・ガス・水生 産・供給業が0.8%増となった。ハイテク製造業は 5.9%増、設備製造業が4.7%増となった。主要工業 製品のうち、景気をけん引したのは、トラックの 23.4%増、掘削・掘削輸送機器の20.2%増、産業用

目  次	
_ * * *	
中国GDP、第3四半期4.9%増 ~ 1-9月もプラス成長に転換~	1
寄稿 判例から考察する「食事・休憩時間が労働時間に含まれるのか否か」 4	4
寄稿 対中取引に関する基本法についての解説と実務:中国会社法(13)	
-中国会社法における企業自主清算及び破産清算- ············· 8	8
中国実務セミナー 中国税務アップデート ~税務全般の基礎から最新の減税策までプロが解説~ 12	2
11月以降の行事案内	2

ロボットの18.2% 増、IC (集積回路)の14.7% 増などがあった。

#### <主要工業製品生産量>

		9月		1-9月	
項目	単位	生産量	前年同月比(%)	生産量	前年同期比(%)
粗鋼	万トン	9,256	10.9	78,159	4.5
原油加工量	万トン	5,735	1.3	49,538	2.9
発電量	億㎞/h	6,315	5.3	54,086	0.9
化学繊維	万トン	542	2.5	4,439	0.3
パソコン	万台	3,788	5.1	25,600	5.6
IC (集積回路)	億個	241	16.4	1,822	14.7
工作機械	万台	4	20.6	32	▲2.7
産業用ロボット	万台	23,194	51.4	160,715	18.2
自動車	万台	246	13.8	1,651	▲6.1

#### ◇サービス業

1-9月、サービス業の付加価値額は着実に回復し、情報通信・ソフトウェア・情報技術サービス業が前年同期比15.9%増、金融業などの現代サービス業が7.0%増となった。第3四半期は4.3%増となり、上半期より2.4ポイント拡大となった。

第3四半期のサービス業生産指数は前年同期比2.6%減となり、上半期より減少幅は3.5ポイント縮小した。うち9月は5.4%増となり、8月より1.4ポイント拡大となった。

#### <u>◇商業</u>

1-9月、社会消費財小売総額は前年同期比7.2%減の27兆3,324億元となり、上半期より減少幅は4.2ポイント縮小し、第3四半期は前年同期比0.9%増とプラス成長となった。

1-9月、都市部の小売額は7.3%減の23兆6,843億元、 農村部の小売額は6.7%減の3兆6,481億元となった。

#### <社会消費財小売総額>

	9,	月	1-9	)月
項目	金額 (億元)	前年同月比(%)	金額 (億元)	前年同期比(%)
社会消費財小売総額	35,295	3.3	273,324	<b>▲</b> 7.2
(所在地別内訳)				
都市	30,200	3.2	236,843	<b>▲</b> 7.3
農村	5,095	4.0	36,481	<b>▲</b> 6.7
(消費形態別内訳)				
飲食業収入	3715	▲2.9	25,226	▲23.9
うち一定額以上	836	1.9	5,465	▲20.8
商品小売業	31,579	4.1	248,098	<b>▲</b> 5.1
うち一定額以上	12,541	5.6	93,109	<b>▲</b> 4.4
ネット小売	N/A	N/A	80,065	9.7
うち現物商品取引	N/A	N/A	66,477	15.3

消費形態別にみると、飲食業収入は23.9%減の2兆5,226億元、商品小売業が5.1%減の24兆8,098億元となった。商品小売では通信器材類7.2%増、スポーツ・娯楽用品6.8%増、化粧品類4.5%増となった。

ネット小売額は前年同期比9.7%増の8兆0,065億元となり、上半期の7.3%増から更に2.4ポイント拡大となった。うち、現物商品ネット販売額は15.3%増の6兆6,477億元となった。

#### ◇固定資産投資

1-9月、固定資産投資(農業を除く)は前年同期比 0.8% 増の43兆6,530億元となり、上半期の3.1%減からプラス転換となった。

分野別ではインフラ投資が0.2%増のプラス成長となり、製造業投資は6.5%減となったものの、上半期より減少幅が5.2ポイント縮小した。

不動産開発投資は5.6%増となり、上半期の1.9%増から3.7ポイント上昇した。民間部門の投資は1.5%減まで回復し、上半期より減少幅が5.8ポイント縮小した。

産業別では、第一次産業への投資が前年同期比 14.5%増と上半期より増加幅は10.7ポイント上昇し、 第二次産業への投資が3.4%減、第三次産業への投 資が2.3%増となった。

ハイテク産業への投資は9.1%増となり、うちハイテク製造業が9.3%増、ハイテクサービス業が8.7%増となった。ハイテク製造業では、医薬製造業が21.2%増、パソコン・OA機器製造が9.3%増とけん引役となった。

#### <固定資産投資>

		1-6月		1-9月	
項	目	投資額 (億元)	前年同月比(%)	投資額 (億元)	前年同期比(%)
固定資産技	<b>宣</b> 資	281,603	▲3.1	436,530	0.8
うち民間	<b></b>	157,867	<b>▲</b> 7.3	243,998	<b>▲</b> 1.5
	第一次	8,296	3.8	11,653	14.5
産業別	第二次	85,011	▲8.3	125,084	▲3.4
	第三次	188,296	<b>▲</b> 1.0	299,793	2.3
	東部	N/A	▲0.7	N/A	2.5
地域別	中 部	N/A	<b>▲</b> 11.9	N/A	<b>▲</b> 4.3
坦埃加	西部	N/A	1.1	N/A	3.3
	東北	N/A	0.4	N/A	2.9

#### ◇対外貿易

1-9月の貿易総額は前年同期比0.7%増の23兆1,151 億元となり、上半期の3.2%減からプラス成長と なった。第3四半期は7.5%増となった。 1-9月の輸出額は1.8%増の12兆7,103億元、輸入額は0.6%減の10兆4,048億元となり、輸出から輸入を差し引いた貿易収支は2兆3,054億元の黒字となった。うち、民間企業による貿易総額は前年同期比10.2%増となり、全体の46.1%を占めた。

#### <貿易総額>

	9.	月	1-9月		
項目	金額 (億元)	前年同月比(%)	金額 (億元)	前年同期比(%)	
貿易総額	30,663	10.0	231,151	0.7	
うち、輸出	16,620	8.7	127,103	1.8	
輸入	14,043	11.6	104,048	▲0.6	

#### ◇物価

1-9月、消費者物価指数(CPI) は前年同期比3.3% 増となり、上半期より増加幅は0.5ポイント下落した。都市では3.1%増、農村では4.1%増となった。

分類別でみると、食品・たばこ・酒類の価格は前年同期比10.9%増、衣類0.2%減、住居0.3%減、生活用品・サービス0.1%増、交通・通信3.5%減、教育文化・娯楽1.4%増、医療保健1.9%増、その他用品およびサービス5.0%増となった。食品・たばこ・酒類のうち、食糧が1.2%増、生鮮野菜が6.1%増、アフリカ豚熱の影響から回復し、豚肉が82.4%増となった。

#### <消費者物価指数>

\/\frac{1}{1} \frac{1}{1} \frac{1} \frac{1}{1} \frac{1}{1} \frac{1}{1} \frac{1}{1} 1		
	9月	1-9月
項目	前年同月比	前年同期比
	(%)	(%)
消費者物価指数(CPI)	1.7	3.3
都市	1.6	3.1
農村	2.1	4.1
食品、たばこ、酒	6.4	10.9
衣服	▲0.4	▲0.2
居住(家賃、修繕、燃料費を含む)	▲0.8	▲0.3
生活用品及びサービス	▲0.1	0.1
交通及び通信	▲3.6	▲3.5
教育・文化・娯楽	0.7	1.4
医療・保健	1.5	1.9
その他	4.3	5.0

1-9月、工業生産者物価指数(PPI) は前年同期比 2.0%減となった。工業生産者購入価格は前年同期 比2.6%減となった。

#### ◇就業

1-9月、全国都市部における新規就業者数は898万 人となり、通年目標の99.8%を達成した。

9月の失業率は5.4%と、8月に比べて0.2ポイント 低下した。うち、25~59歳の失業率は4.8%と、全 国の失業率を0.6ポイント下回り、8月とほぼ横ばいとなった。31大都市の失業率は5.5%と、8月に比べて0.2ポイント低下した。企業従業員の週平均労働時間は46.8時間だった。

1-9月、農村からの出稼ぎ労働者は1億7,952万人と 前年同期比より2.1%減となった。

#### ◇住民収入

1-9月、住民1人当たり可処分所得は23,781元と、 名目で前年同期比3.9%増、物価要因を除いた実質 では0.6%増となった。

都市部では3万2,821元と、名目で2.8%増、実質 0.3%減となった。農村では1万2,297元で、名目 5.8%増、実質1.6%増となった。

都市と農村の住民1人あたりの収入比は2.67対1 と、格差は前年同期比で0.08ポイント縮小となっ た。全国住民の1人あたり可処分所得の中央値は2万 512元と、3.2%増となった。

#### <住民収入>

	1-9月		
項目	実績 (元)	前年同期比(%)	
全国住民の1人当たり可処分所得(元)	23,781	3.9	
うち都市部(元)	32,821	2.8	
農村部(元)	12,297	5.8	
都市・農村1人当たりの可処分所得格差	2.67:1	0.08P 縮小	

#### ◇総括

1-9月のGDPは前年同期比0.7%増となり、上半期の1.6%減からプラス成長に転換し、中国経済が順調に回復していることを裏付けた。

1-9月の主要経済指標をみても、第三次産業、固定資産投資、貿易総額、住民1人当たり可処分所得でいずれも前年同期比でプラス成長に転換となった。また9月単月でも、一定規模以上の工業企業付加価値額が6.9%増と6ヵ月連続のプラス成長となり、社会消費財小売総額は3.3%増と2ヵ月連続のプラス成長となった。

経済の回復に伴い、失業率も落ち着きを見せ、年初6.2%の失業率は徐々に下がり、9月には5.4%に落ちついた。

コロナの影響で、これまで外食産業の回復が遅れていたが、国慶節休暇の小売・外食売上高の1日あたり平均売上高では前年より4.9%増となっており、これをはずみに消費活動の促進も期待される。

# 判例から考察する 「食事・休憩時間が労働時間に 合きれるのか否か」

キャストコンサルティング(上海)有限会社 法律顧問 李 淑 芹

企業撤退等により、従業員との労働契約を解除 する場面においては、通常時においては何らの問 題もなく処理されている事項であっても、従業員 の中には最後に少しでも多くの金銭を獲得したい という思いから、過分な要求を会社側へ行う事例 が多くあります。

本稿では、平時には支給された残業代について何らの問題提起もなかったにもかかわらず、会社清算により労働契約を合意解除する際に、「食事・休憩時間」についても残業代を支給するように労働仲裁、裁判所に訴えた事例【i】を紹介し、そのポイントを解説します。

#### 

2014年8月27日、李某等88名の従業員が、申立 人として、蘇州市某区の労働紛争仲裁委員会に仲 裁を申し立て、S社に対し、平日、土日及び法定祝 日のおける食事及び業間休憩の時間についても超 過勤務賃金を支払わせるよう判断を求めたが、支 持されなかった。その後、裁判所に訴えを提起し、 一審敗訴の後、二審裁判所に上訴した。

裁判所の判断は、食事及び業間休憩の時間について、立法においてはこれが労働時間であると明確には区分されていないが、雇用者の規則制度において具体的な労働時間が明確にされ、かつ、食事及び業間休憩を超過勤務時間に算入しないことが定められており、食事及び業間休憩時間以外に、従業員が必要とする生理的欲求を解決したり、適度に体力を回復したりする時間を雇用者が既に与

えており、また、食事及び業間休憩時間の間、これを自由に支配し、業務・生産とは関係のない活動に従事することを許している場合には、これを労働時間とみなしてはならず、また、労働者がこれについて長年にわたり異議を提起せず、年月を経た後になって異議を提起することは、明らかに信義誠実の原則に背くものであり、支持されるべきではないというものであった。

#### 【事案の概略】

上訴人(原審原告): 李某 被上訴人(原審被告): S社

2006年2月13日、李某はS社に入社した。在職期間において、李某は、一貫して交替制勤務の従業員であり、離職前には設備メンテナンスを担当していた。「S社勤務規定」には、交替制従業員の労働時間、休憩時間及び食事時間が定められていた。李某はこれを知っており、かつ、まったく疑問を持たずに8年間実施した後、突然、百余名の従業員とともに、食事・休憩時間も労働時間にあたると主張し、S社に対し超過勤務手当を支払うよう求めたが、支持を得られなかった。

2014年8月27日、李某等88名の従業員(146名の 従業員のうち58名はS社と和解)が、申立人として、 蘇州市某区の労働紛争仲裁委員会に仲裁を申し立 て、S社に対し、次を行わせるよう判断を求めた。

①平時の超過勤務賃金の差額として合計6,395,450 元を支払うこと(平均賃金を超過勤務賃金の計算 支給基数とし、1.66時間/日×15日/月×既に役務 した月数×1.5倍、15日/月として推計。100分を 1.66時間と換算)

- ②土日の超過勤務賃金の差額として合計2,039,269 元を支払うこと(平均賃金を超過勤務賃金の計算 支給基数とし、1.66時間/日×15日/月×既に役務 した月数×2倍、15日/月として推計)
- ③祝日の超過勤務賃金の差額として297,365元を支払うこと(平均賃金を超過勤務賃金の計算支給基数とし、1.66時間/日×5日/年×既に役務した年数×3倍、5日/年として推計)。

その後、10月28日に仲裁請求を次のように変更した。

- ①平時の超過勤務賃金の差額6,418,832.33元
- ②土日の超過勤務2,852,814.37元、
- ③祝日の超過勤務313,686.7元。2015年1月12日、蘇州市某区の労働紛争仲裁委員会は、蘇虎労仲案字(2014)第517号の仲裁判断書を出し、申立人の仲裁請求について支持をしない旨を判断した。李某らは、これに不服であったため、裁判所に訴えを提起した。

裁判所の審理により明らかになったところでは、 S社は、2004年7月1日に改定した「S社勤務規定」 第3.0条において、「出勤体制は、日勤及び交替勤務 制の2種に分ける。日勤は原則として昼間のみの勤 務、5勤2休とし、交替勤務制は原則として三班 二交替を実施し、4勤2休の体制とする」と規定し ていた。第3.1条では、「日勤班:8:30~17:30。 食事・休憩時間:昼食12:00~12:40、合計40分、 夕食17:30~18:00、合計30分(超過勤務の場合に おいて)。休憩時間:前半10:00~10:10、合計10 分、後半:15:00~15:10、合計10分。実際の労 働時間は、8時間とする | と規定していた。第3.2条 では、「交替勤務制の昼勤:8:30~20:40。食事 休憩時間:昼食50分、夕食30分(第1組:11:30~ 12:20、 $17:30 \sim 18:00$ 、第 2 組: $12:20 \sim 13:$ 10、18:00~18:30)。休憩時間:前半10分、後半 10分(第1組:10:00~10:10、15:00~15:10、 第 2 組: $10:10 \sim 10:20$ 、 $15:10 \sim 15:20$ )。 交 替勤務制の夜勤:20:30~8:40。食事休憩時間: 夜食50分、朝食30分(第1組:23:30~00:20、  $05:30 \sim 06:00$ 、第2組: $00:20 \sim 01:10$ 、06: $00 \sim 06:30$ )。休憩時間:前半10分、後半10分(第

1組:22:00~22:10、03:00~03:10、第2組:22:10~22:20、03:10~03:20)」と規定していた。第4.2条では、「8h/日の労働時間を超える部分については、超過勤務として賃金の支払いを行う。運用方法:当月の交替勤務出勤日数×2.5時間×1.5倍。休日に出勤した際は、実際の労働時間×2.0倍。出勤当日が法定祝日である場合には、実際の労働時間×3.0倍」と規定されていた。

S社は、新規従業員が入社した際に上記規定を告知しており、李某も、入社時から上記規定の時間に従い出勤し、かつ、超過勤務時間を計算していた。従業員の食事及び休憩を十分に保障するため、会社は、組を分けて交替による食事及び休憩を行い、かつ、専用の食堂、休憩室及び喫煙室を備えており、従業員は、食事及び業間休憩の時間に上記場所で食事及び休憩をし、かつ、時間を自由に支配することができ、この間において、機器設備を看視する必要はなかった。また、現場業務においても、手洗いに行ったり、水を飲むといったような生理的欲求を満たすことが許されていた。

そのほか、S社の2007年版及び2012年版の「従業員守則」では、いずれも「従業員は、超過勤務の必要がある場合には、開始前に会社の書面による確認・同意を経る必要があり、しからざる場合には、超過勤務とみなさない」と規定されていた。このため、S社は、特に「超過勤務申請表」を作成し、部門、超過勤務の日付及び申請者、従業員番号、氏名及び業務内容、予定の超過勤務の開始・終了時間、合計時間、実際の超過勤務の開始・終了時間、合計時間を具体的に列記した。上記「超過勤務申請表」においては、更に「合計の超過勤務時間から、食事及び休憩時間を控除する」と明確に注記されていた。

交替勤務制従業員の平時の2.5時間の超過勤務は、 上記申請書を記入する必要がないものであり、2.5 時間以外及び休日の超過勤務手配は、申請を要す るものである。従業員が平日に超過勤務申請表を 記入する際にも、食事時間及び業間休憩時間は控 除されていた。

S社は、毎月李某に対し賃金明細書を発行し、賃金明細書には、出勤するべき/実際に出勤した日数、1.5倍の超過勤務時間数、2.0倍の超過勤務時間数、3.0倍の超過勤務時間数、基本賃金、平時の超

過勤務賃金金額、休日の超過勤務賃金金額、祝日の超過勤務賃金金額、休日の超過勤務賃金金額等が明確に列記されていた。2007年版及び2012年版の「従業員守則」には、「従業員は賃金明細表を受領した際に詳細に確認する必要があり、疑問のある場合には1か月内に遅滞なく部門を通じて総務人事課に対し報告して確認しなければならない」との規定もあった。

更には2015年2月26日、双方は、労働関係を協議により解除し、かつ、合意締結前に既に提起されている仲裁及び訴訟を除き、双方に他のいかなる争いもないことを約定した。

#### 【裁判結果】

一審裁判所は、次のように判断した。本件において、双方が争う食事及び業間休憩時間について、立法においてはこれが労働時間であると明確には区分されていない。S社は、勤務規定を制定する方法を通じ、具体的な労働時間を明確にし、かつ、食事及び業間休憩を超過勤務時間に算入しない旨を規定している。上記制度は「中華人民共和国労働契約法」の施行前に既に実施され、今日に至るまで長年実施されてきており、内容は、法律、行政法規等の強行規定に違反せず、また、明らかに不合理な事由も存在しておらず、その適法性について、一審裁判所は、これを支持する。

二審裁判所は、次のように判断した。本件紛争 の焦点は、労働者の食事及び業間休憩時間を労働 時間とみなすべきか否か、かつ、超過勤務手当を 支給するべきか否かである。これについて、当裁 判所は、次のように判断する。

まず、S社の「S社勤務規定」は2004年7月1日に改定・実施され、実施日は「中華人民共和国労働契約法」の施行日より早く、かつ、内容は法律及び行政法規の強行規定に違反しておらず、また、明らかに不合理な事由も存在しない。上訴人の入社時に、S社は当該人にも当該規定を告知していたことから、当該規定は、上訴人に対し拘束力を有し、双方が労働紛争を解決するにあたっての根拠とすることができる。

次に、「S社勤務規定」では、S社の実施する労働時間、食事時間、業間休憩時間、実働時間、超過勤務時間等の事項が明確に規定されており、各従業員も、上記所定の時間に従い出勤し、かつ、超

過勤務時間を計算している。S社の提供した従業 員の休憩時における作業現場の録画、従業員が会 社を離れた記録及び録画、従業員が休憩室におい て休憩する写真等の証拠に基づいて、従業員が食 事及び業間休憩の間、会社が特に備えた食堂、休 憩室及び喫煙室において食事及び休憩をし、かつ、 時間を自由に支配することができ、かつ、機器等 の設備を看視する必要がなかったことを実証する ことができる。また、従業員は、業務時に、生理 的欲求に基づき手洗いに行ったり、水を飲んだり 等をすることができた。よって、当裁判所の認識 するところ、S社は、食事及び業間休憩の時間以 外に、従業員が必要とする、生理的欲求を解決し、 及び適度に体力を回復する時間を既に与えており、 また、食事及び業間休憩時間の間においてはこれ を自由に支配し、業務・生産と関係のない活動に 従事することを許しており、これを労働時間とみ なすべきではない。

最後に、上訴人は、入社以来、S社の定めた業務・休憩時間に従い勤務をし、S社が当該人に発行した賃金明細書にも、各類型の超過勤務時間数及び超過勤務賃金が明確に記載されており、当該人は、当然に超過勤務賃金及び超過勤務時間の具体的な計算方法を完全に知っていたはずである。当該人も、これについて異議のある場合には、「従業員守則」の規定に従い1か月内に遅滞なく関係部門に報告しなければならなかったが、当該人が異議を提出しないまま既に長い年数が経っている。これは、当該制度に対する承認であり、かつ、自由意思により規定どおり履行していたとみなすべきである。現在、上訴人が長い時を隔てた後になって異議を提起したことは、明らかに信義誠実の原則に背いている。

\*\*\*\*\*\*\*

#### ■ポイント分析

上述の裁判事例では、会社側の主張が認められ、 従業員は敗訴していますが、食事・休憩時間が労 働時間にあたるかについては、実は法律に明確な 規定はありません。

なお、実務において、雇用者は、労働者の食事・ 休憩時間を労働時間に算入しないことを明確にし ていることが多いといえますが、実際には休憩時 間と労働時間の境界について労働者と雇用者で見解の相違がもたらされることも多く、認定が困難なケースもあります。

従業員の食事・休憩の時間が労働時間であるのかどうかについては、次のいくつかの点から具体的に判断をすることができると考えられますので、下記ポイントを参考にしていただき、中国現地法人の社内規定等をご確認ください。

#### (一)法律の強行規定に違反するか否か。

中国国務院の「従業員の労働時間に関する国務院の規定」第3条に基づくと、従業員の1日あたりの労働は8時間、1週間あたりの労働は40時間です。雇用者が生産・経営の必要性に基づいて従業員に手配する労働時間が、労働法の労働時間に関する強行規定に違反しない場合には、従業員に告知した後に、雇用者の実際の経営状況に基づいて手配することができます。したがって、法律の規定に違反しないという前提で、雇用者は、労働者の労働時間を手配するにあたり、適宜、生産経営の必要性に応じて、労働者の休憩及び食事時間にもなお随時待機を必要とするか、労働時間に算入するか、賃金、更には超過勤務賃金を支払うか否かを柔軟に手配することができます。

#### (二)労働者に対し書面による告知をしたか否か

中国の「労働契約法」第4条には、「雇用者は、労働報酬、労働時間、休息休暇、労働安全衛生、保険福利、従業員の養成・訓練、労働規律及び労働ノルマ管理等の労働者の密接な利益に直接にかかわる規則制度又は重大事項を制定し、変更し、又は決定するときは、従業員代表大会又は従業員全体の討論を経て、方案及び意見を提出し、労働組合又は従業員代表と平等に協議してこれを確定しなければならない」と定められています。

これに基づくと、雇用者は、民主的手続に従って労働時間に関係する関連制度を制定し、かつ、労働者の密接な利益に直接にかかわる規則制度及び重大事項の決定を公示し、又は労働者に告知しなければなりません。雇用者の規則制度において食事・休憩時間を労働時間に算入しないことが明確にされていれば、その間は労働者が自由にすることができる時間にあたり、雇用者は業務を手配

して随意に占用してはならないことになります。 (三)雇用者の支配及び統制を排除しているか否か

雇用者が労働時間に算入しないことを明確にした食事・休憩時間は、労働時間において求められる支配的要素から逃れるものであり、純粹な生理的欲求の活動の時間でなければなりません。注意を要するのは、雇用者が規則制度において食事・休憩時間を労働時間に算入しないことを明確に規定し、かつ、従業員に告知したからには、この間、従業員はこれを完全に自由に支配し、自由に活動することができるのであって、業務待機の状態にあったり、急に業務手配を受けること等はない、

雇用者が従業員に対し、昼食時間を労働時間に 算入しない旨を明確に告知しているのに、実際に は従業員の食事・休憩時間を占用し、従業員を業 務待機状態又は実際に業務をする状態にさせてい る場合には、食事・休憩時間は、労働時間として 認められなければならなくなります。

ということになります。

i 仲裁判断文書事件番号:蘇虎労仲案字【2014】第517号

一審裁判文書事件番号: (2015)虎民初字第1795号 二審裁判文書事件番号: (2016)蘇05民終9047号

#### <**執筆者プロフィール**> キャストコンサルティング(上海)有限会社 法律顧問 **李淑芹**

#### 略歴

1984年7月東北師範大学政法学院卒業、1994年5 月から1年の実習律師を経て1995年6月律師として 独立業務執行開始。

律師登録後は大学講師をしながら主として刑事弁護、債権回収訴訟代理、不動産業務に約4年間従事した経験をもとに、2001年大阪市立大学法学院民法

修士学位取得、日本国村 尾龍雄法律事務所研修を 経て、専職律師として労 務(上海市律師協会労働法 業務研究委員会メンバー 集団的労働関係グルー プ・グループ長)、M&A、 会社清算、不動産、民商 事仲裁訴訟など日本企業 中国進出業務を主として 取り扱っている。



# 対中取引に関する基本法についての解説と実務:中国会社法(13)

## -中国会社法における企業自主清算及び破産清算-

上海市華鑫法律事務所 弁護士 高秀智、高華鑫

2020年9月号の続き

#### 8. 外商投資企業の破産清算について

前号の寄稿で、外商投資企業の自主清算に関する 手続きとその問題点、そしてコロナ禍における実務 の状況について簡単に紹介を行った。外商投資企業 が自主清算を行う以外に、企業の負っている債務が その総資産を超過する場合、法律の定めに従い破産 しなければならない場合もある。

これまでの実務上、外商投資企業が破産した場合、それは企業イメージに対して重大な悪影響を及ばすため、また、地方政府は安定的な社会を維持するという観点から、外商投資企業の破産に対し、在中外商投資企業、特に日本企業の破産を許可する事例は過去から今日まで非常に稀であると考える。

しかし、新型コロナの流行により世界中の企業は 重大な影響を受けており、世界的に名の知れた企業 ですら破産を免れない状況になっている。2020年8 月3日のニュースによると、日本企業の406社が新 型コロナの影響により破産した。この状況下では、 在中日系企業も破産の危機に直面する可能性もある と考える。(注: 当事務所では最近、日系本社破産 に伴い中国の現地裁判所への子会社破産申請事案を 現在2~3件処理中)

企業の破産はその取引先パートナー、顧客、サプライヤー等、外部に影響を及ぼす。

また、中国の外商投資企業も破産した企業の債権者として破産清算手続きに参加する可能性もある。

その様な状況に備え、外商投資企業は企業の破産 手続きや清算手続きについてある程度理解する必要 があると考えている。本号では外商投資企業の破 産、清算手続きのプロセス、そして主な法的問題 点、コロナ禍という特別な状況下での実務対応を以 下に要点であるが紹介する。

#### (1)外商投資企業の破産及び清算手続きについて

《中華人民共和国企業破産法》(主席令第54号、2006年8月27日発布、2007年6月1日施行)、以下「企業破産法」の施行以来、外商投資企業の破産に関する法的手続きは基本的には国内企業と同じであり、「企業破産法」とその司法解釈が適用される。

外商投資企業の破産手続きや清算手続きは複雑で あるため、右図に沿って簡単に紹介していく。

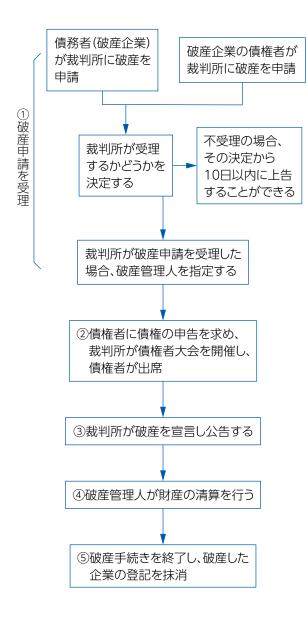
#### ①破産申請と受理

「企業破産法」第2条及び第7条の規定によると、 企業の破産に関して裁判所に申請する権利を有する 者は、以下の2主体である。

- i.企業が債務者として債務を返済する事が出来 ず、また資産額が全ての債務を完済するのに十 分でない、または支払い能力が明らかに不足し ている場合、企業は自身で裁判所に対して破産 の申請をする事が出来る。
- ii.企業が債務を返済できない場合、その債権者は企業の破産を裁判所に対して申請する事が出来る。

裁判所は申請者が破産申請時に提出した書類に基づいて、破産申請を受理するか検討し、その当否を決定する。裁判所が破産申請を受理しない事を決定した場合、申請者は裁判所に対して決定の送達日から10日以内に一級上の裁判所に上告する事ができる。

裁判所が破産申請を受理することを決定した場合、裁判所は破産管理人を指名する。破産管理人は 所轄官庁や役所、または法律事務所、会計事務所、 破産清算会社などの社会仲介業者で構成される。破 産管理人は企業資産、印鑑及び帳簿、社内文章など の引き継ぎ、企業の債権債務の整理、債権者大会の 招集、企業資産の処分などを行う。



#### ②債権者へ通知、債権の申告及び公告

裁判所が破産申請を受理後、裁判所はその受理日から25日以内に債権者に対して破産申請がされた事を公告する。それと同時に、裁判所は債権者の債権申告の期限を設定し、申告の期限は、裁判所が破産申請の受理を決定した日から計算され、最短期間は30日以上、そして最長期間は3ヶ月を超えない様に設定される。

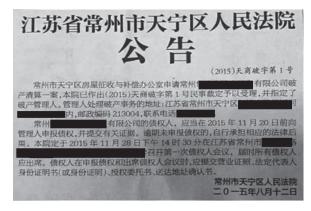
実際に裁判所が公告した例として、右写真の新聞 記事を参照していただきたい。

法律に従って申告を行った債権者は裁判所が主催 する債権者大会に出席し、議決権を行使する事が出 来る。債権者大会は以下の権限を行使する:

- (一)債権者の債権を監査。
- (二)裁判所に対して管理人の交代を申請し、管理人

に支払われる費用及び報酬を確認。

- (三)管理人の監督。
- (四)債権者委員会メンバーの任命、交代の申請。
- (五)債務者の事業継続または営業停止の決定。
- (六)再編計画の承認。
- (七)和解協議の承認。
- (八)債務者の資産管理計画の承認。
- (九)破産財産の競売案の承認。
- (十)破産財産の分配計画及びその他関連事項の承認。



#### ③裁判所の破産宣言、公告

裁判所が企業を審査した結果、企業の資産が不足 し、支払い能力が不足していると判断され破産条件 を満たす場合、裁判所は破産の決定を行い企業の破 産を宣言する事が出来る。破産の決定書は、決定し た日から5日以内に企業及び管理人に送達され、債 権者に対しては決定した日から10日以内に通知さ れ、同時に公告が行われる。

#### ④破産管理人が財産の清算を行う

裁判所が企業の破産を決定した後、企業は正式に 以下のような破産清算手続きを行う。

- i.破産管理人は破産清算手続きの過程で、破産財産売却計画案を債権者大会に提出し、審議を行う。そして、債権者大会または裁判所の決定によって可決された破産財産計画に従い破産財産は売却処分される。通常の場合は競売形式によって行われる。
- ii. 同時に、破産管理人が作成した破産財産分配計画を債権者大会に提出し、審議を行う。当該分配計画が裁判所によって承認された後、破産管理人によって実施される。破産財産の債務返済及び関連費用の法定清算順序については後に言及する問題点の中で詳しく説明する。

#### ⑤破産手続きの終了、破産企業の登記抹消

破産した企業に分配する財産がなくなった場合、または分配が完了した場合、破産管理人は裁判所に破産手続きの終了を要求する事が出来る。裁判所は破産手続き終了を裁定し、公告する。同時に破産管理人は、破産手続きの終了が決定してから10日以内に、破産した企業の原企業登記官庁にて登記抹消手続きを行わなければならない。

- (2)破産手続きと清算過程中における主な法的留意点 破産手続きと清算過程中で、企業は以下の法的留 意点について注意しなければならない。
- ①法定代表者、取締役、監査役、高級管理職に関す る法的リスク

上記の者は企業の破産において次の3つの主な法 的リスクに直面する可能性がある。

- i.破産企業の法定代表者、裁判所が決定した財務 管理人及びその他の経営管理職員は、企業破産 法第15条を遵守しなければならない。
- 1 財産、印鑑、帳簿、書類、その他の資料等の 確実な管理。
- 2 裁判所、破産管理人の指示に従い事実通りに 回答並びに業務を行わなければならない。
- 3 債権者大会に出席し、債権者からの問い合わ せに真摯に対応しなければならない。
- 4 裁判所の許可なしに居住地を離れる、または 出国してはならない。
- 5 その他の企業に新たな取締役、監査役、上級 管理者を任命してはならない。

裁判所は、上記規則に違反した法定代表及び管理 人に対して、訓戒、出頭命令、拘留または罰金を科 す場合がある。

- ii.「企業破産法」第128条の規定に基づくと、破産企業は第31条<sup>1</sup>、第32条<sup>2</sup>、第33条<sup>3</sup>に規定された行為、すなわち裁判所が破産申請を受理する前の1年以内に不当に財産を処理した行為、裁判所が破産を受理する6ヶ月以内に行われた個別の清算行為、債務逃避ため企業財産の移転若しくは隠蔽、または債務の虚構行為を行った者は、当該企業の法定代表者およびその他直接的な責任者がこれら行為に対して故意または重大な過失がある場合、法に従って賠償責任を追及するとされている。
- iii.「企業破産法」第125条の規定によると、企業の 取締役、監査役または高級管理職が善管注意義 務に違反し、企業を破産させた場合、破産手続 きが終了してから3年以内に他の企業の取締役 に着く事が出来ない。また、取締役、監査役ま たは高級管理職者は、企業が被った損害に対し て民事賠償責任を負わなければならない。

#### ②破産財産の処分と債務清算に関する問題点

破産財産の処分の過程で、破産管理人は競売やその他の方法で、破産企業の関連資産を売却する。その中で、外商投資企業の土地使用権の処分は、関連法律法規や地方政府の関連政策に従って行わなければならない。これは外商投資企業の自主清算時の処理方法と同様である。これについては前号の寄稿(2020年9月号「対中取引に関する基本法についての解説と実務:中国会社法(12)-中国会社法における企業自主清算及び破産清算-」)で紹介したため、ここでは記載しない。

破産財産弁済の法的順位は以下の順序で行われる。

- i.破産費用4と共益費5をまず優先して支払う。また破産費用と共益債務は随時弁済する。
- ii. 破産企業の賃金、医療費、障害補助金、特別救 済見舞金、従業員への経済補償金等。
- iii. 破産企業の未納社会保険費用と税金。このうち

#### 1「企業破産法」第31条

破産管理人は裁判所が破産申請を受理する一年以内の以下の債務者財産に関する行為について、裁判所に取消しを要求できる。 (一)財産の無償譲渡(二)明らかに不合理な価格での取引(三)担保が無い債務に担保を提供する事(四)期限未到来の債務に対する繰り上げ弁済(五)債権放棄

#### 2「企業破産法」第32条

裁判所が破産申請を受理する6ヶ月以内に、債務者が本法第2条第一項に規定された状況下にありながら個々の債権者に債務の 弁済を行った場合、管理人は裁判所に対して上記行為の取り消しを要請する権利を有する。ただし、債務者の財産に対して有益 な弁済についてはこの限りではない。

#### 3「企業破産法」第33条

債務者の財産に関する以下の行為は無効となる。(一)借財を回避するために財産を隠匿または譲渡する。(二)架空もしくは虚偽の借財を行う。

税金について特に注意しなければならないの は、外商投資企業が税制上の優遇措置を受け、 税の減免措置を受けたかどうかである。この点 については外商投資企業の通常の自主清算にお ける税制上の取り扱いと同様である。詳細は前 号の記事を参照いただきたい。

iv. 普通の破産債権、即ち抵当権などの担保権等担 保物権が付加されていない普通債権に関して、ご 留意頂きたいのは「企業破産法」第109条の規定に 基づくと、破産企業の特定財産に担保権を有する 債権者は、破産者の財産に対する優先弁債権を 享有する。つまり、破産企業に対して抵当権などの 担保権を有している債権者は、その担保権の価値 範囲の中で優先的に弁済を受ける事が出来る。

上述の通り、破産企業の財産は上記の法定順位に 基づき弁済される。ただし、破産財産が同一順位内 の債務を返済する事が出来ない場合、債務者はその 債務の割合に応じて弁済を受ける。この場合、弁済 順位後位の債務者の債務が全て弁済されない場合で も、破産財産が不足していることを理由として所轄 裁判所はその時点で破産手続きの終了と裁定(判決 と同様)を下す。

#### (3)コロナ禍での特殊な状況下について

世界的な新型コロナの流行により、外商投資企業の 破産と清算において情報伝達や文章発信等の手続き の遅れが予想される状況が考えられ、破産する外商 投資企業、または債権者として破産手続きに参加する 外商投資企業は、裁判所及び破産管理人と随時連携 し、それぞれ協力して業務を遂行しなければならない。

公証や翻訳が必要な場合、または原本を外国に保 存している等、直ちに裁判所に資料を提供できない 状況も考えられる。その場合、企業は裁判所や破産 管理人と連携し、電子版などの代替手段を使用して 提出する、または裁判所または破産管理人に提出の 延期を申請する等代替案を申請し、自身の権利と利 益を保護する必要がある。

また新型コロナの影響を考慮して、地方裁判所 は、債権者がオンラインを介して請求することを可 能にしたり、インターネットを介して破産財産の オークションを開催するなど、破産・清算手続きに おいてオンラインの方法を積極的に採用している。 この点については、債権者となる外商投資企業は、 管轄地方裁判所または担当弁護士に具体的な進め方 について相談、確認することがよいと考える。

以上をもって「対中取引に関する基本法について の解説と実務:中国会社法」篇は完結となりました。 中国会社法篇については2018年3月号から約2年半 の間に法的実務の見地から中国会社法の概要、外商 投資企業の設立、株主権利及び関連紛争、取締役・ 監査役・高級管理者の義務と責任、企業間の合併と 分割、独占禁止法、破産と清算の手続きについて概 略的に説明してきました。読者の皆様のご支援に心 より感謝申し上げます。

4「企業破産法」第41条の規定によると、破産費用には、(一)破産案件の訴訟費用(二)債務者財産の管理、変更、分配するための 費用(三)管理人が職務を遂行するための費用、報酬および雇用従業員の賃金、報酬。

5「企業破産法」第42条によると、共益債務には、(一)管理人または債務者が相手方に対して双方が履行完了していない契約の履 行を請求し生じる債務。(二)債務者の資産の不当な管理から生じた債務。(三)債務者の不当利得から生じた債務。(四)債務者が 事業を継続するために支払うべき労働報酬及び社会保険料、及びそれから生じるその他の債務。(五)管理人または関係者が職務 を遂行したことにより相手へ与えた損害から生じた債務。(六)債務者の財産が他者へ与えた損害から生じる債務。

#### <執筆者プロフィール>

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智

華東政法大学法律学院(民商法)卒業 後、慶應義塾大学大学院法学研究科博 士前期課程を修め、2012年4月に上海 市華鑫律師事務所に入所、対中取引、 日系在華企業の企業法務を担当。



弁護士 高華鑫

上海市高級人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984

年6月から日本の大江橋法律事務所に て勤務、外国法事務弁護士として大阪 弁護士会に登録、1998年5月に上海華 鑫律師事務所を開設し、対中投資、取 引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。 2016年6月に(一社)東海日中貿易セン ター中国法律顧問に就任。



#### 中国実務セミナー

## 中国税務アップデート

## ~税務全般の基礎から最新の減税策までプロが解説~

9月25日、前田勝己公認会 計士・税理士(写真)を講師に 招き、標記セミナーを開催し た。

講義の前半では、個人所得 税、企業所得税、増値税をは



じめとする中国税務全般の基礎について解説があった。

2019に改正された個人所得税に関する、日本人駐在員が注意すべき点として、全世界所得が適用される中国での滞在年数が従来の満5年から満6年に変わったことや、法改正の時点で滞在年数の起算がリセットされたこと、旧法の外国人免税優遇から新法の専門付加控除への移行期間の取り扱いなどについて説明があった。

講義の後半では、PE課税、日本の税務調査における「国外関連者に対する寄附」など、日本本社が注意すべき点について説明があった。

今年3月28日から始まった中国での入国規制の影響で、日本に一時帰国したまま帰任できない駐在員に対する中国での個人所得税及び日本での所得税の扱い、即ち両国の非居住者の扱いの現状についても触れられ、仮に両国で課税された場合、外国税額控除が受けられなくなる弊害が出る恐れがあるとして最新の情報収集に努めるよう注意を喚起された。

当日は37名が受講した。なお、本セミナーは当初は実際の会場で開催されるはずであったが、8月に愛知県でコロナウイルスの緊急事態宣言が発出されたため、急遽オンライン開催に振り替えられたものである。

## 11月以降の行事案内

#### 後援行事

#### 第38回全日本中国語スピーチコンテスト愛知県大会

日 時:11月14日(土)12:30~(予定) 会 場:愛知工業大学自由ヶ丘キャンパス

主 催:NPO法人愛知県日本中国友好協会、

江蘇省人民対外友好協会

#### 後援行事

#### メッセナゴヤ2020オンライン

日 時: $11月16日(月) \sim 12月11日(金)$ 

主 催:メッセナゴヤ実行委員会

#### 後援セミナー

#### 米中貿易戦争とポストコロナ「デカップリングと 中国ビジネス」(オンライン開催)

日 時:第1部11月18日 第2部11月25日

講 師:三潴正道 麗澤大学名誉教授

主 催:(株)グローヴァ

#### 後援セミナー

#### 「当面の中国経済情況と日系企業事例報告」

日 時:11月20日(金)13:30~17:30

会 場:オンライン開催

講師:華鐘コンサルタントグループ

古林恒雄董事長他

#### 後援行事

#### 愛知県・江蘇省友好提携40周年記念

#### 「愛・地球発 二胡のふるさと 第15回桜二胡音楽会2020」

日 時:11月29日(日)15:00開演予定

会 場:名古屋市公会堂

主 催:NPOチャン・ビン二胡演奏団

#### 後援行事

## 2020浙江省輸出商品(大阪)交易会/大阪国際ライフスタイルショー

日 時:12月15日(火)~17日(木)

会 場:インテックス大阪2号館半館

主 催:浙江省商務庁

#### 滄州デスク**NEWS**(河北省)

#### レポーター: 滄州市対日招商中心 副主任 李平



北京から滄州へ工場移転進む

中関村科技園豊台園(滄州)協同モ デル園は、滄州高新区と北京・中関 村豊台科技園との提携で「ハイテク 定制区」、「標準工場区」、「総合イン

キュベーター及び付帯サービス区」の3大機能エリ アを共同建設する。

現在まで北京大赢電気など7社が進出契約に調印 した他、14社のハイテク企業が進出意向を示してお り、その中にはハイテク設備製造、新素材、次世代 情報などの重点産業も含まれている。「北京で研究 開発、滄州で製造」という枠組み協定に基づき、北 京の科学技術資源及び成果を滄州で実用化する方式 が推し進められている。



中関村科技園豊台園(滄州)協同モデル園の完成予想図

#### 青県ハイテク食品産業園の集積進む

滄州市の北に位置する青県にある[ハイテク食品

産業園 |の食品製造企業の進出が順調に進み、現在 まで食品製造企業が48社となった。乳製品、燻製食 品、食肉類食品、食用油などの分野が中心となり、 同園で加工製造が展開されている。



青県ハイテク食品産業園

#### 滄州で金属・建材輸出展覧会を開催

9月16日、中国(滄州)金属・建材輸出オンライン 展覧会が開催された。本会では、滄州が開幕式を含 む本会場を、アラブ首長国連邦、ケニア共和国が分 会場を担い、それぞれのスクリーンを利用してオン ライン・マッチングが行われた。

滄州市にある110社余りの貿易関連企業が、金 属・建材を含む10分野・1,370品余りの製品をオン ラインで展示し、中東及びアフリカの小売・貿易業 者向けに商談が行われた。

## 蕭山デスクNEWS(浙江省)

#### レポーター:蕭山経済技術開発区 招商一科 李佳楽



浙江自由貿易試験区、エリアを拡張へ 中国国務院が「北京、湖南、安徽 自由貿易試験区の総体方案及び浙江 自由貿易試験区のエリア拡張法案

に関する通知」を発表したことによ

り、浙江省自由貿易試験区は新たに杭州片区(蕭山 区16.09㎡を含む)、寧波片区、金義片区の3エリア (計119.5㎡)が追加された。

方案によると、浙江自由貿易試験区は今後5大機 能エリアへと拡張される。一つ目は、石油・天然ガ

スを中心とした大口商品・資源配置拠点の構築し、 グローバル石油・天然ガス取引センター、石油・天 然ガス保管輸送拠点並びに世界トップレベルの石油 化学・精錬一体化センター、海事サービス基地を建 設する。二つ目は、新型グローバル貿易センターを 設立し、グローバル貿易の新分野を開拓する。三つ 目は、国際海上輸送及び物流ターミナルを構築し、 グローバル・スマート物流ターミナルの建設を支援 する。四つ目は、デジタルエコノミー発展モデル区 を確立し、デジタル産業化、デジタル生活新サービ スなどの分野を開拓する。五つ目は、先進製造業の 集積区を構築する。



浙江省自由貿易試験区

#### 蕭山のネット通販売上高、省内で4位に

今年1-8月、蕭山区のインターネット小売

(ネット通販)の累計売上高が前年同期比17.1%増の821.9億元となり、省内4位の成績を収めた。モニタリングによると、蕭山区内で各種ECサイトに出店するネットショップ件数は浙江省内で2位、杭州市内で1位となる44,700件にのぼり、デジタル経済においても優位性を持っている。

#### 杭州で中秋交流活動が開催

9月29日、浙江省商務庁主催、浙江省国際投資促進センター請負で、日系企業の代表者を招いた中秋交流活動が開催された。「日資企業看浙江(日系企業から見た浙江省)」というテーマの同会には、日本貿易促進機構(JETRO)をはじめ、日中経済貿易センター、みずは銀行、三菱電機、オムロンなど30社弱の日系企業をはじめ計80名が参加し、交流が行われた。

#### 常州デスクNEWS(江蘇省) レポーター:常州国家高新技術産業開発区 商務局 副局長 馬咏梅



#### 日中インテリジェント製造(常州)産 業園設立へ

9月28日、常州国家高新区と工業情報部・国際経済技術合作センター間で「日中インテリジェント製造(常

州)産業園」の設立に向け、共同建設協議の調印がされた。



調印式の会場

製造強国の日本と、スマート製造の分野で優位性を持つ常州国家高新区のコラボによって新たな化学 反応が期待される。

日本は「匠の精神」を有し、100年以上の歴史がある老舗企業が2万社以上に上るなど技術立国であ

り、グローバル市場においても自動車、精密工作機 械、産業ロボットなどの分野において競争力を有し ている。同園の設立により、スマート製造技術の実 用化を速め、グローバル市場での競争力向上が期待 される。

#### みずほ銀行と業務協力覚書を締結

9月28日、株式会社みずほ銀行及び中国現地法人の瑞穂銀行(中国)有限公司が、常州国家高新技術開発区との間で、同地に設立する日中インテリジェント製造(常州)産業園において、投資促進、相互協力等に係る業務協力の覚書を締結した。

日中インテリジェント製造(常州)産業園の設立は、新エネルギー自動車、AI、スマート製造等新たな分野について、産業の高度化を図るとともに、日系企業の誘致などを促進するもの。

みずほ銀行は、2016 年10 月に常州国家高新技術 産業開発区と業務協力覚書を締結して以来協力関係 を構築してきた。

今後は、同園の企業誘致に関するアドバイスや投 資説明会開催等への協力を行い、進出を検討する顧 客への円滑な進出サポートを一層強化していくとし ている。

#### 揚州デスク**NEWS**(江蘇省)

#### レポーター:揚州市経済技術開発区 招商局 杜君



ドイツの自動車部品メーカーSAF、 揚州で生産始まる

ドイツの自動車部品メーカー SAFホランド・グループは、2019 年に生産拠点を従来のアモイから揚

州経済技術開発区に移し、賽夫華蘭徳(揚州)車輛部 件有限公司を設立、現在生産が始まっている。

SAFホランド・グループはトレーラー専用の ディスク・ブレーキ車軸で著名なSAF社と米国の Holland社が2006年に合併した会社で、トラック及



賽夫華蘭徳(揚州)車輛部件有限公司

びトレーラー部品に関する世界有数の主要メーカー となっている。中国展開においては、北京に本部及 びR&Dを置き、上海に投資性公司、青島に生産拠 点がある。今回、工場移転の候補地を選考するにあ たり、揚州市の誘致熱意、広大な工場面積(アモイ 工場の4倍)、設備面での優位性(全自動溶接、自動 化生産ライン、電着塗装ラインなど最先端設備の導 入)などが決め手になった。

新拠点への出資額は約5億元に上り、車軸は年産 20万基まで生産能力の増強が期待できる。

#### スイスのGF社、揚州で着工式

9月22日、スイスのジョージフィッシャー社(以 下「GF」と言う)が揚州経済技術開発区で着工式を 行った。GFは工業用途の配管関連製品及び工作機 械メーカーで、GFの揚州拠点となる喬治費歇爾管 路系統(揚州)有限公司の総投資額は2億元に上る。 工場は2021年に完成予定で、当面は同社上海工場の 生産を一部引き継ぎながら、生産ラインの拡張を進 める。

### 江門デスクNEWS(広東省) レポーター:崖門新財富環保産業園 招商サービスセンター 劉岩



#### 江門駅、まもなく完成

珠西総合交通枢紐江門駅(以下[江 門駅 |と言う)が江門市新会区枢紐新 区で間もなく完成を迎える。開通す れば、都市間鉄道のハブ駅として6

本の路線と繋がり、将来的には、広州南駅、深圳北 駅、佛山西駅などへ繋がる見込みで、江門駅 - 広州 南駅間が約30分(現在は新会駅-広州南駅間で約1 時間を要する)で到達可能となる。江門駅は年内に



江門駅

も開涌予定。

江門駅の正面にある支柱は、江門の有名な観光ス ポット「小鳥天堂 |がモチーフで、大樹をイメージし た外観となっている。

#### 広東省 生活ごみの分別を厳格化

9月28日、広東省13回人民大会常務委員会第25次 会議で広東省の都市・農村生活ごみ処理条例改定案 の審議が提出された。

本条例は2016年1月1日に施行されたもので、今 回の改定により家庭用生活ごみの分別が更に明確と なった。

同時に、不適切なごみ分別などに科す罰金を引き 上げ、個人への罰金を最高500元(約7.600円)に引き 上げる等、厳格化された。

生活ごみの分別の改善により、都市・農村におい て汚染の抑制、環境保護に繋がるものと期待され る。

## 〈中国短信〉

#### ◆中国ビザの申請で混乱続く

8月22日以降、中国の外国人居留許可証を保有する日本人(赴任者や帯同家族など)が、中国の省級政府が発行するインビテーションを提出せずとも、ビザを申請できるようになったことで、申請が殺到している。中国ビザ申請サービスセンターでは、ネットでの申請予約が瞬時で埋まり、電話もつながらない状態が続いている。

中国ビザの申請代行をしている日中平和観光㈱名古屋支店(TEL:052-211-4066)によると「外国人居留許可証の残存期間がどの程度必要であるかの基準がまだ当局でも決まっていないようだ。現時点でビザが下りているのは残存期間が6カ月以上あるといった比較的長い人に限られている。残存期間が短い場合は9月14日以降に受理の可否が判断される予定で、書類のみ窓口で預かってもらう"保留状態"にある」という。

この残存期間の問題に加え、ビザ申請方法が9月 1日以降、オンライン申請に完全移行し、書式が変 更されたことも、混乱に拍車をかけている模様だ。

中国ビザ申請サービスセンターは9月7日から受付時間を拡大しているが、混雑解消には時間を要する見込み。

#### ◆8月製造業PMI、6ヵ月連続の節目50超え

景気先行指数PMI(購買担当者指数)の8月分が 政府(国家統計局)と民間(財新)で発表された。指数 は「50」を分かれ目として景気の拡大・減退を示す。 製造業PMIは統計局発表では前月より0.1ポイント 下落の51.0、「財新」発表では前月より0.3ポイント増 の53.1だった。

統計局発表では、6ヵ月連続で50を上回り、景気が引き続き回復傾向にあることを示した。企業規模別では、大型企業のPMIは前月と横ばいの52、中型企業は0.4ポイント増の51.6、小型企業は0.9ポイント減の47.7となった。要素別で50を下回ったのは、原材料在庫、従業員、新規輸出受注、輸入、製品在庫、手元受注残であった。

非製造業PMIは統計局が前月より1.0ポイント上 昇の55.2、「財新」が0.1ポイント下落の54.0となった。 統計局の55.2は2018年1月以来の高水準。

#### ◆外商投資企業苦情業務弁法が改定

「外商投資企業苦情業務弁法」が2020年10月1日から施行される。これは「商務部外商投資企業苦情業務暫定施行弁法」が代わるもの。

改正点として、①苦情の発信主体が従来の外商投資企業(外資現地法人)、外国企業のほかに、外資現地法人が加盟している協会が追加、②地方政府が設置した苦情受付センターに対する中央政府による監査の制度化、③処理の期限の明文化、④異議があった場合の上部機関への申立制度の追加などがある。

#### ◆中国渡航 9月25日よりPCR検査が義務化

駐日中国大使館は9月9日、日本から中国への渡航者に対し9月25日より新型コロナウイルスPCR検査陰性証明(PCR証明)の提出を求めると発表した。

PCR証明は搭乗3日前に指定検査機関(以下の大使館URLに記載)から紙媒体のものを取得する必要がある。

「搭乗3日前」とは、搭乗日の前日から起算した3日間を指し、例えば搭乗日が9月25日である場合は9月22日以降に発行された証明書が有効となる。

搭乗時にPCR証明の原本及びコピーを航空会社に 提出することが求められる。

なお当初必要となるはずであった、中国大使館・総領事館への「健康状況声明書」の申請は不要となった。

#### ◆ビザ申請で必要な居留許可証の残存期間

中国駐在者が中国ビザを申請するにあたり、外国 人居留許可証の残存期間がどの程度必要であるのか 取り扱いが決まっていなかった問題については、9 月14日以降、中国への渡航日が外国人居留許可証の 有効期限内にあれば、ビザの申請が可能であること が判った。

#### ◆中国民営企業トップ500社を発表

中華全国工商業連合会はこのほど、2019年の民営企業売上高トップ500社を発表した。華為(ファーウェイ)が昨年と同じく首位で、2位以下は蘇寧(家電小売)、正威(非鉄金属)、恒力(化学)、碧桂園(不動産)と続いた。研究開発員が全従業員の10%以上の企業は186社に数え、研究開発費が売上高の10%を超えた企業は5社とあった。

#### ◆128回広州交易会 完全オンライン開催継続

中国国務院常務会議は9月10日、第128回中国輸 出入商品交易会(通称:広州交易会)を10月15日~ 10月24日までの10日間、オンラインで開催すること を決めた。

今春開催された第127回では、新型コロナウイル スの影響で、初のオンラインのみの開催となった が、第128回も同様の形式を採用する。

#### ◆中国入国規制が緩和

中国は9月28日以降、駐在者やその家族など、外 国人居留許可が有効期限にある外国人の入国に対 し、ビザの取得を不要とした。

#### <9月28日以降の中国ビザ申請の要否>

1	駐在者とそ の家族	外国人居留 許可が有効 期限内の場 合	ビザ不要
2	駐在者とそ の家族	外国人居留 許可が有効 期限切れの 場合	ビザ必要 省級政府発行の インビテーショ ンは不要 期限切れの居留 許可及び関連資 料(外国人工作許 可証など)を提示
3	出張者		ビザ必要 省級政府発行の インビテーショ ンも必要

#### ◆自由貿易試験区、21 ヵ所に拡大へ

国務院は9月21日、自由貿易試験区を新たに北京 市、湖南省、安徽省に新設すると発表した。これに より4直轄市(北京、上海、天津、重慶)全てに試験 区が設置されることとなった。また浙江省の試験区 の拡張についても発表された。

北京は、「科学技術イノベーション」、「国際商務 サービス」、「ハイテク産業」の3エリアを設立し、 デジタル経済を主な特徴とする試験区を確立すると している。他省も、湖南の「ハイテク設備製造業(長 沙)」、安徽の「スマートカー (蕪湖)」など独自色の 試験区を展開する。景気回復のカンフル剤として試 験区への外資導入が期待される。

#### ◆ANA・JALの中国便 一部再開へ

全日本空輸(ANA)と日本航空(JAL)は9月24日、 中国便の一部再開を発表した。

中国民用航空局は、コロナ対策として3月29日よ り外国籍の航空会社に対し中国との航空路線を[1 路線、週1往復」と限定してきたが、6月には一部 条件(搭乗客のPCR陽性率の実績)を満たした航空会 社に増便を許可するなど緩和措置が取られていた。

#### ◆中国、ブラックリスト規定を発表

中国商務部は9月19日、「信頼できない実体リス トの規定」を発表した。外資ブラックリストとも呼 ばれ、対象は中国企業の合法的な権益を阻害する外 国企業や個人で、輸出入活動の制限や禁止等が制裁 措置となる。ブラックリスト自体は未発表で、トラ ンプ米政権が中国IT企業を制限する動きが強まる 中、本規定は対抗措置としての色合いが強い。

#### ◆8つの産業育成を指示 国家発展改革委員会

国家発展改革委員会などは9月23日、新たな重点 投資分野となる8大産業を発表した。先端分野の 産業をいち早く確立し、質の高い経済発展を目指 すもの。8大産業は、次世代IT(5Gなど)、バイ オ(ワクチン開発など)、ハイエンド設備製造(産業 用ロボットなど)、新素材、新エネルギー、スマー ト・新エネ車(車両の電動化など)、省エネ・環境保 護(エコ都市など)、デジタル・クリエイティブ(ス マート農業など各分野との融合)からなる。

#### ◆中国人の日本への入国緩和

日本の新型コロナウイルス感染症対策本部におけ る決定により、条件付きで中国人の日本への入国に ついて新規査証の申請の受付が再開される。

対象となるのは、短期滞在(商用目的のみ)及び在留 資格認定証明書所持者(在留資格「外交」、「公用」、 「永住者の配偶者等」及び「日本人の配偶者等」を除 く)で、中国の国慶節休暇明けの10月9日より中国にあ る在外公館にて新規査証の申請受理が開始される。

該当者は、中国から出国前の72時間以内にCPR検 査の受診・証明書提示が必要となり、日本に入国後 も、14日間の待機要請とスマホに接触確認アプリを 導入することが義務付けられる。

## 中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

#### 日本の対中貿易(日本側統計)

単位:億円、%

年 月	輸出		輸	輸入		差引	
平 月	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備考	
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	<b>▲</b> 50,348	赤字拡大	
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大	
2015年	132,293	<b>▲</b> 1.1	194,204	1.3	<b>▲</b> 57,950	赤字縮小	
2016年	123,619	<b>▲</b> 6.5	170,164	<b>▲</b> 12.4	<b>▲</b> 46,544	赤字縮小	
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小	
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	<b>▲</b> 32,861	赤字縮小	
2019年	146,814	<b>▲</b> 7.7	184,337	▲3.9	<b>▲</b> 37,523	赤字拡大	
2020年9月	13,417	14.0	14,286	<b>▲</b> 11.9	▲869	赤字縮小	
2020年1-9月	107,071	0.7	126,800	<b>▲</b> 7.6	<b>▲</b> 19,729	赤字縮小	

出所:日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

#### 9月の国・地域別の貿易

単位:億円、% 9月の主な増減品目 単位:%、ポイント

			金額	構成比
	総額	Į	60,551	100.0
#7		アメリカ	11,953	19.7
輸出	内	ΕU	5,541	9.2
111	訳	アジア	33,770	55.8
		うち中国	13,417	22.2
	総額	Į	53,801	100.0
#7		アメリカ	5,624	10.5
輸入	内	ΕU	6,799	12.6
	一訳	アジア	27,878	51.8
		うち中国	14,286	26.6

			概況品名	伸率	寄与度
		1	非鉄金属	101.6	2.8
輸出	増加	2	半導体等製造装置	47.2	2.7
		3	自動車	33.6	2.0
増加		1	電算機類(含周辺機器)	22.7	1.9
	上日川	2	織物用糸・繊維製品	45.9	1.2
輸入減少	1	通信機	<b>▲</b> 52.6	<b>▲</b> 7.6	
	減少	2	衣類・同付属品	<b>▲</b> 19.3	<b>▲</b> 2.4
		3	電算機類の部分品	▲38.2	▲0.7

出所:日本・財務省

出所:日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

#### 名古屋税関管内の対中貿易

単位:億円、%

								十四. [2] 17 /0
年月		輸出			輸入		差	引
十 万	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備考
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	<b>▲</b> 4.3	19.1	20,674	<b>▲</b> 13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年9月	2,467	18.7	18.4	1,608	<b>▲</b> 11.8	11.3	858	黒字拡大
2020年1-9月	20,834	2.3	19.5	13,982	<b>▲</b> 16.9	11.0	6,852	黒字拡大

出所:名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港:名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港

国際空港:中部空港、静岡空港

#### 9月の国・地域別の貿易

単位:億円、%

			金 額	構成比				
	総額	Ą	15,344	100.0				
±△		アメリカ	4,703	30.7				
輸出	内	ΕU	1,927	12.6				
	訳	アジア	5,477	35.7				
						うち中国	2,467	16.1
	総額	Ą	6,359	100.0				
本本		アメリカ	529	3.4				
	輸入内	ΕU	797	5.2				
	訳	アジア	3,517	22.9				
		うち中国	1,608	10.5				

,	9月の	主な増	単位:%	6、ポイント		
	概況品名			伸率	寄与度	
		増加	1	自動車	116.1	4.7
	輸出	増加	2	自動車の部分品	15.7	3.3
	減少	減少	1	有機化合物	<b>▲</b> 52.1	<b>▲</b> 1.0
		増加	1	織物用糸及び繊維製品	35.7	1.5
	輸入	入減少	1	衣類及び同附属品	<b>▲</b> 22.6	▲3.4
		一次シ	2	がん具及び遊戯用品	<b>▲</b> 54.5	<b>▲</b> 1.8

出所:名古屋税関

出所:名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

#### 日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

#### 中国への輸出額の月別伸率(%)



#### 日本の輸出における中国構成比の推移(%)



#### 中国の貿易

単位:億ドル(金額)、% (伸率)

	44.11		±v →	
年月	輸出	1	輸入	
平月	金額	伸率	金額	伸率
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	<b>▲</b> 2.8	16,821	<b>▲</b> 14.1
2016年	20,974	<b>▲</b> 7.7	15,875	<b>▲</b> 5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	<b>▲</b> 2.8
2020年9月	2,398	9.9	2,028	13.2
2020年1-9月	18,114	▲0.8	14,853	<b>▲</b> 3.1

出所:中国税関総署

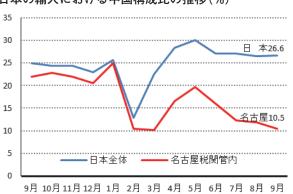
#### 中国対外貿易の月別伸率(%)



#### 中国からの輸入額の月別伸率(%)



#### 日本の輸入における中国構成比の推移(%)



#### 中国の外資導入

単位:件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

年 月	件数	t	実行ベース	ス金額
中 月	件数	伸率	金額	伸率
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年9月	N/A	N/A	142.5	23.7
2020年1-9月	N/A	N/A	1,032.6	2.5

出所:中国商務部 ※金融セクターを除く。

(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

#### 中国外資導入の月別伸率(%)



#### 中国の物価動向

#### 消費者物価指数 СР I (%)

	9月	1-9月
消費者物価指数	1.7	3.3
うち都市	1.6	3.1
農村	2.1	4.1
うち食品	7.9	14.3
食品以外	0	0.5
うち消費財	2.6	4.9
サービス	0.2	0.6

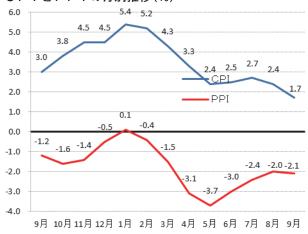
出所:中国国家統計局

#### 工業生産者物価指数 P P I (%)

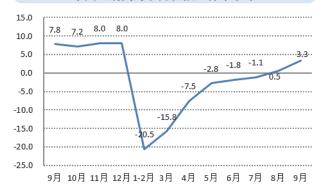
——X———————————————————————————————————	•	
	9月	1-9月
工業生産者物価指数(PPI)	<b>▲</b> 2.1	<b>▲</b> 2.0
うち生産資材	<b>▲</b> 2.8	▲3.0
うち採掘	<b>▲</b> 4.8	<b>▲</b> 6.0
原材料	<b>▲</b> 6.2	<b>▲</b> 6.1
加工	<b>▲</b> 1.3	<b>▲</b> 1.5
生活資材	▲0.1	0.8
うち食品	2.1	3.7
衣類	<b>▲</b> 1.7	▲0.8
一般日用品	▲0.8	▲0.3
耐久消費財	<b>▲</b> 1.9	<b>▲</b> 1.8
工業生産者仕入物価指数	<b>▲</b> 2.3	▲2.6
うち燃料、動力類	▲9.3	▲8.5

※工業生産者物価指数(PPI)=出荷価格指数=卸売指数 出所:中国国家統計局

#### CPIとPPIの月別推移(%)



#### 中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所:中国国家統計局

#### 中国の景気先行指数

#### 製造業PMI



9月 10月11月12月1月2月3月4月5月6月7月8月9月※製造業PMI=製造業購買担当者景気動向指数景気後退<50<景気拡大

#### 非製造業(サービス業) PM I



9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月

#### 中国の固定資産投資

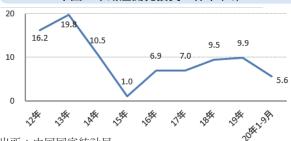
#### 1-9月分の固定資産投資

		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投	資	436,530	0.8
	第一次	11,653	14.5
産業別	第二次	125,084	▲3.4
	第三次	299,793	2.3
	東部	N/A	2.5
地域別	中 部	N/A	<b>▲</b> 4.3
地坝別	西部	N/A	3.3
	東北	N/A	2.9

#### 固定資産投資の伸率(%)



#### 中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所:中国国家統計局

#### 中国の工業

#### 工業付加価値の伸率(%)

	9月	1-9月
一定規模以上の工業生産	6.9	1.2
内訳 鉱業	2.2	▲0.6
製造業	7.6	1.7
電気・ガス・熱・水生産供給業	4.5	0.8
内訳 国有企業	6.5	0.9
株式制企業	6.8	1.5
外資系企業	7.1	0.3
私営企業	7.9	2.1

出所:中国国家統計局

#### 一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



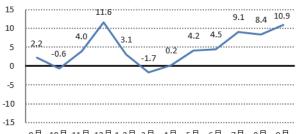
9月 10月 11月 12月 1-2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 出所:中国国家統計局

#### 一日当たりの発電量の月別伸率(%)



9月 10月 11月 12月 1-2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 出所:中国国家統計局

#### 粗鋼生産量の月別伸率(%)



9月 10月 11月 12月 1-2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 出所:中国国家統計局

#### 中国の財政収入の伸率(歳入、%)



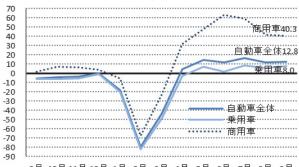
中国の自動車販売台数

台数:万台

2015年 2,460 2,115 34   2016年 2,803 2,438 36				
乗用車 商用車   2014年 2,349 1,970 37°   2015年 2,460 2,115 34°   2016年 2,803 2,438 36°	年日	自動車		
2015年 2,460 2,115 34   2016年 2,803 2,438 36	十月		乗用車	商用車
2016年 2,803 2,438 36	2014年	2,349	1,970	379
	2015年	2,460	2,115	345
2017年 2987 2471 41	2016年	2,803	2,438	365
2017+ 2,007 2,471 41	2017年	2,887	2,471	416
2018年 2,808 2,371 43	2018年	2,808	2,371	437
2019年 2,576 2,144 43.	2019年	2,576	2,144	432
20年9月 257 209 4	20年9月	257	209	48
20年1-9月 1,712 1,338 37	20年1-9月	1,712	1,338	374

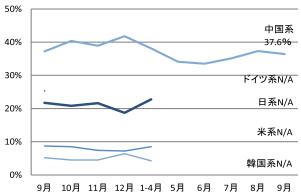
出所:中国汽車工業協会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

#### 自動車販売台数の月別伸率(%)



9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月

#### 日系乗用車のシェア推移(%)



出所:19年4月~5月、20年1-9月:中国汽車工業協会 19年6月~12月:MarkLines Data Center

中国からの訪日旅行客数 1200 40 1100 20 1000 900 0 800 -20 700 600 -40 500 -60 400 300 -80 200 -100 100 3.0 0 -120 

出所:日本政府観光局

■ 訪日客数(千人、左軸) ● 伸率(%、右軸)